

## 鶴岡市通所型サービスBの事業実施要綱

平成29年4月1日

告示第134号

改正 平成30年3月30日告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、通所型サービスB（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第7号）第2条第1項第8号に規定する通所型サービスBをいう。以下同じ。）の事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 通所型サービスBの事業は、利用者に対し、その居住地域の通いの場において、体操（DVD活用等）、運動、レクリエーション等のサービスを提供するものとする。

(事業対象者)

第3条 通所型サービスBの事業の対象となる者（以下、「事業対象者」という。）は、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業実施団体)

第4条 通所型サービスBの事業の実施主体（以下「事業実施団体」という。）は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された3人以上で構成される団体とする。この場合において、構成員のうち3人以上は、鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業「担い手養成研修」実施要綱に基づく研修を修了した者でなければならない。

(人員及び設備等の確保)

第5条 事業実施団体は、通所型サービスBの事業実施のため、サービス提供に支障のない従業者の員数並びに設備及び備品を確保しなければならない。

(事業の運営)

第6条 事業実施団体は、この事業の運営に当たり、所属する専門職が関与するとともに、鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業「担い手養成研修」修了以上の知識・技術のあるボランティア、地域住民等の協力を得ることに努めるものとする。

2 事業実施団体は、第2条に規定するサービスを提供するほか、地域住民の見守りや支え合いに資する活動を積極的に検討して行い、地域住民の支え合いの拠点となるよう努めるものとする。

3 事業実施団体は、事業対象者について、欠席が続くなど何らかの状態の悪化の兆しを確認した場合には、事業対象者の現況を確認し、地域包括支援センターに相談する等適切な支援に繋げられるよう関係者と連携した運営を行わなければならない。

(研修会等の実施)

第7条 事業実施団体は、有識者等による研修会を企画し、介護予防事業に関する知識の自己研鑽に努めなければならない。

2 事業実施団体は、研修会を企画実施した際は、研修会実施報告書を作成し、市長へ報告しなければならない。

(衛生管理)

第8条 事業実施団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(秘密の保持等)

第9条 事業実施団体の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業実施団体は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、業務上取得した個人情報に係る文書及び電子的情報を厳密に保管し、これらを廃棄する場合には、情報の漏えいを防ぐ確実な方法によらなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第10条 事業実施団体は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、市長へ届け出なければならない。

2 事業実施団体は、前項の規定による届出をしたときは、サービスの提供を受けていた利用者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する事業対象者に対し、必要な通所サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防サービス・支援計画を作成する地域包括支援センターその他の関係者と連絡調整し、適切な支援の継続を図らなければならない。

3 事業実施団体は、第1項の規定による届出をしたときは、事業対象者以外の利用者についても、引き続きサービスの提供を希望する者に対しては、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整により、適切なサービスが受けられるよう努めなければならない。

(安全配慮義務)

第11条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮すしなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生するおそれがある場合は、その防止について適切な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に参加しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかななければならない。

(サービスの利用)

第13条 通所型サービスBの利用回数は、週3回程度とする。

- 2 通所型サービスBを利用した者は、1回当たり100円の負担金を事業実施団体に支払わなければならない。
- 3 通所型サービスBを利用した者は、前項の負担金のほか、その利用に当たり生じた実費を負担しなければならない。
- 4 事業実施主体は、事業対象者の利用を妨げない範囲で、地域共生社会形成の観点から事業対象者以外の一般高齢者、障害者、子どもを含む地域住民も共に通所型サービスBを利用させることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により事業対象者以外の者が通所型サービスBを利用した場合について準用する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、通所型サービスBの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。